・指定外添加物が使用されていないこと ・成分規格、製造基準等の規格基準に適合していること ・安全性未審査の遺伝子組換え技術を利用していないこと					
	・規格基準不適合 ・ポジティブリスト以外の物質の含有（合成樹脂製の器具及び容器包装）				器具、容器包装及びおもちゃ
・材質、形状、色柄、対象年齢及び用途の確認 ・原材料の一般規格、材質別規格、製造基準等の規格基準に適合していること ・ポジティブリストに掲載された物質であること		・定期的な試験検査による原材料材質別規格等の確認 ・定期的なポジティブリストの確認			

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日　東北地方整備局長　西村　拓

区域	備考
(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	四号
(三) 占用を制限する区域	二本松市大平山一二番一〇から同市大平山九番四まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年三月二十七日
(七) 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日　東北地方整備局長　西村　拓

区域	備考
(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	七号
(三) 占用を制限する区域	平川市碇ヶ関西碇ヶ関国有林七二〇林班い[3]小班から同市碇ヶ関西碇ヶ関山国有林七二〇林班ぬ[1]小班まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年三月二十七日
(七) 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年３月27日　中国地方整備局長　杉中　洋一

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	浜田市三隅町三隅2030番１から益田市遠田町2367番２まで（ただし、益田市西平原町450番から益田市西平原町561番１を除く。） 浜田市三隅町岡見332番１から浜田市三隅町岡見336番２まで 益田市遠田町2367番２から益田市遠田町2398番１まで

2　指定する期日　令和８年３月28日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年３月27日　中国地方整備局長　杉中　洋一

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	浜田市三隅町三隅2030番１から益田市遠田町2367番２まで（ただし、益田市西平原町450番から益田市西平原町561番１を除く。） 浜田市三隅町岡見332番１から浜田市三隅町岡見336番２まで 益田市遠田町2367番２から益田市遠田町2398番１まで